

# みとゴルフ倶楽部 会則

## 第一章 総 則

- 第1条 名 称 本クラブは、みとゴルフ倶楽部(以下クラブという)と称す。
- 第2条 目 的 本クラブは、みと開発株式会社(以下会社という)の経営管理するゴルフ場の施設その他の物件を利用し、会員がゴルフを通じて相互の親睦を図り、併せてゴルフの普及と発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 事務所の所在地 本クラブの事務所は、愛知県豊川市御津町のクラブハウス内に置く。

## 第二章 会 員

- 第4条 会員の種類 本クラブの会員は、次のとおりとする。  
①特別会員 ②正会員 ③平日会員 ④FOGメンバー ⑤年会員  
但し、②正会員については、正会員の内容をかえずに据置期間の有無により下記のとおり正会員1、正会員2とする  
(1)正会員のうち預託金の据置期間が無い正会員を正会員1とする  
(2)正会員のうち預託金の据置期間がある正会員を正会員2とする
- 第5条 会員の資格 特別会員は、会社及び本クラブに功績のあったもので、会社の取締役会の決議(以下取締役会の決議という)により推薦を受けたものとする。  
正会員及び平日会員は、個人又は法人で取締役会の決議により承認を受けた者とする。  
FOGメンバーは個人所有で取締役会の決議により承認を受けた者とする。  
特別会員・FOGメンバー・年会員は一身専属的なものとし、資格の譲渡あるいは承継は認めない。
- 第6条 会員の権利 ①特別会員及び正会員は、取締役会の決議で定めるところにより、会社が所有又は経営するゴルフコース・クラブハウスその他の施設(以下施設という)を利用することができる。  
平日会員は土日祝日に年間12回まではメンバー料金として施設を利用することができる。  
FOGメンバーは、取締役会の決議で定めるところにより施設を利用することができる。  
②天災、地変、社会情勢の著しい変化、施設の保全状況その他必要やむを得ない事由が生じた場合には、会社は施設の一部又は全部を休止あるいはその利用を制限することができる。
- 第7条 入会金及び預託金 入会希望者は、会社に対し取締役会の決議で定めるところにより、入会申込手続きを行い、入会金を支払うものとする。  
但し入会金はいかなる場合でもこれを返還しない。  
特別会員、正会員及び平日会員は、入会申込時に、預託金の払込みをするものとする。  
入会希望者は、会員1名の推薦を必要とし、推薦がない場合はフェローシップ委員会での承認を受ける必要がある。
- 第8条 預託金の保管及び返還 ①会社はその責任において預託金を管理する。  
預託金を返還する場合、会社が当該会員に対する債権を有する時は、その債権と相殺し残高を支払うものとする。  
尚、預託金の返還時利子は付さない。  
預託金の返還を受けた者は、これを受領した日から会員資格を失う。  
②正会員1の預託金には据置期間を設けず、正会員1より請求があった時は償還金の抽選制度に従い償還する。  
③正会員2ないし平日会員の預託金には会員証発行日から10年間の据置期間を設け、当該会員より据置期間満了後請求があった時は、償還金の抽選制度に従い償還する。但し、天変地異、その他不可抗力の事態が発生した場合、又は社会情勢、経済状況の著しい変化等の事由により会社の経営上、若しくはクラブ運営上やむを得ないと認められる時、会社は取締役会の決議及び理事会の承認を受けた場合、預託金の据置期間を5年延長することができる。再度の延長も同様とする。
- 第9条 会員権の譲渡 正会員及び平日会員は、取締役会の決議を受けた場合に限り、会員権を他に譲渡することが出来る。  
但し、会社は同一法人内又は相続による事由以外、取締役会の承認がある場合は、一定期間、会員権の譲渡を停止することができる。  
なお譲受人は会員1名の推薦を受けなければならない。相続人が2名以上の場合は協議により会員権を承継する者1名を定めなければならない。
- 第10条 名義書換料 前条に基づき正会員及び平日会員が、会員権を譲渡したとき又は相続人が会員権を承継したときは、当該会員権の譲渡を受けた正会員、平日会員及び相続人は会社に対し細則で定める名義書換料を支払うものとする。
- 第11条 名義書換の停止 会社は、取締役会の決議により一定期間、名義の書換を停止することができる。
- 第12条 年会費 会員は、会社に対し、細則で定める年会費その他の諸経費を支払うものとする。
- 第13条 資格喪失 会員は、次に該当する場合は、その資格を失うものとする。  
①死亡・退会・除名又は会員権を譲渡したとき。  
会員が資格を喪失したときは別に定めるところにより、預託金を返還する。
- 第14条 退会届 会員は、退会しようとするときは、会社に対し、その旨を文書でもって届出なければならない。
- 第15条 資格停止・除名 会員が下記各号に該当する場合は、会社は、取締役会の決議により、一定期間会員の資格を停止又は除名することができる。  
①本クラブの名誉を毀損し又は秩序を乱す行為のあったとき。  
②会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、会社の請求を受けてもその支払いをしないとき。  
③暴力団、又は暴力団の構成員と認められる者、若しくは、これに準ずるようなゲストを紹介又は、これらとプレーしたとき。  
④他のゴルフ場を除名されたとき。  
⑤本会則その他、諸会則に違反したとき。

## 第三章 役員会及び理事会

- 第16条 役員 本クラブに次の役員を置く。  
①理事長 1名 ②理事 若干名

第17条	役員	役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
第18条	役員	役員は、会社が取締役会の決議によりこれを委嘱する。
第19条	役員	理事長は、クラブを代表し、クラブの業務を統括する。 理事長は、必要に応じて理事会を召集し、議長となる。 理事は、理事会を構成し、理事会は、次の事項を決議する。 ①クラブの運営に関する基本的事項。 ②委員の選任及び分担事項。 ③その他、本クラブ運営に必要な事項。
第20条	理事会	理事会の決議は、別に定めのある他は会社が取締役会の承認を得てこれを執行する。
第21条	委員会	理事会は、理事の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。 取締役会は、会社運営を助けるため、下部機構として委員会をもうけることができる。

## 第四章 その他

第22条	会計	本クラブの会計は、会社が行う。
第23条	会計年度	本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
第24条	細則	クラブの運営に必要な細則はこれを別に定める。
第25条	会則の改廃	本会則の改廃は、理事会が会社の同意を得て行う。
付則		本会則は、2026年7月1日より改定施行する。